



発行 新潟県

第1号

令和5年1月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 1 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

訓 令

- 1 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程による帳簿その他の書類の様式の一部改正（港湾振興課）

告 示

- 1 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
- 2 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 3 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 4 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 5 団体営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 6 団体営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 7 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 8 道路の区域変更（道路管理課）
- 9 道路の供用開始（道路管理課）
- 10 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 11 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第23条 (略)</p> <p>(応急仮設建築物の許可の期間の延長の申請等)</p> <p><u>第23条の2 法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長の申請をしようとする者は、省令別記第44号様式による申請書の正本及び副本に、前条第1項に掲げる図書及び書面を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の申請に係る許可をしたときは、省令別記第45号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の申請に係る許可をしないときは、省令別記第46号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。</u></p>	<p>第23条 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

交通政策局
新潟地域振興局新潟港湾事務所
出納局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式（昭和57年4月新潟県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を削る。

改正後			改正前		
<p>新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県企業局財務規程に定める帳簿その他の書類の様式指定（昭和38年3月新潟県企業局訓令第3号）、新潟県企業局固定資産事務取扱規程第74条の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の様式指定（昭和43年3月新潟県企業局訓令第2号）及び新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）の例によるものとし、新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和45年新潟県規則第32号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定（昭和45年4月新潟県訓令第13号）は、廃止する。</p>			<p>新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県企業局財務規程に定める帳簿その他の書類の様式指定（昭和38年3月新潟県企業局訓令第3号）、新潟県企業局固定資産事務取扱規程第74条の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の様式指定（昭和43年3月新潟県企業局訓令第2号）及び新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）の例によるものとし、新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和45年新潟県規則第32号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定（昭和45年4月新潟県訓令第13号）は、廃止する。</p>		
様式番号	名称	規定条文	様式番号	名称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12号様式	(略)	(略)	第12号様式 <u>（その1）</u>	支出決議書・請求書(物品購入・その他)・立替 払費用償還請求書	第49条、 第73条第1項
(略)	(略)	(略)	第12号様式 <u>（その2）</u>	支出決議書・請求書(工事請負等)	第49条
(略)	(略)	(略)	第12号様式 <u>（その3）</u>	支出決議書・請求書(報酬)	第49条
(略)	(略)	(略)	第12号様式 <u>（その4）</u>	支出決議書（電話使用料等）	第49条
(略)	(略)	(略)	第12号様式 <u>（その5）</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>第8号様式（第39条関係）</p> <p style="text-align: center;">電信扱</p> <p style="text-align: center;">納入通知書（原符）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">電信扱</p> <p style="text-align: center;">納入通知書（領収証書）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>第8号様式（第39条関係）</p> <p style="text-align: center;">電信扱(付替)</p> <p style="text-align: center;">納入通知書（原符）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">電信扱(付替)</p> <p style="text-align: center;">納入通知書（領収証書）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		

<p style="text-align: center;">電信扱 納付書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">電信扱 収納済通知書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">電信扱(付替) 納付書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>※ 県税等とは納付方法が異なり、付替です。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">電信扱(付替) 収納済通知書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第9号様式 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">収納通知書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県会計管理者</p>	<p>第9号様式 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">収納通知書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県会計管理者 ㊟</p>
<p>第11号様式 (第45条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第11号様式 (第45条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(略)</p>	<p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p>(その1)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(略)</p> <p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p>(その2)</p> <p>(略)</p> <p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(その3) (略)</p> <p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(その4) (略)</p> <p>第12号様式 (第49条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p><u>(その5)</u> (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第1号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2-[(プロパン-2-イル)アミノ]シクロヘキサン-1-オン（通称名：MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名：5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 2-〔2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和4年12月26日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第2号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
川崎 謙哉	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	R5.1.1	第15条第1項の医師に指定した
藤田 裕	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
上村 一成	整形外科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
沼田 由夏	内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
三浦 叡人	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
種田 朝音	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
上田 恵理子	眼科	上田眼科	村上市下鍛冶屋603-1	〃	〃
佐藤 伊将	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
有海 明央	整形外科	富永草野病院	三条市興野2-2-25	〃	〃

◎新潟県告示第3号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年1月6日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

監事 三条市鬼木新田250番地 高橋 一夫

退任年月日 令和4年12月13日

◎新潟県告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和4年12月20日認可した。

令和5年1月6日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年1月6日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
十日町市 中里土地改良区	桔梗ヶ原	土地改良施設突発事故 復旧事業(補助)	令和4年5月23日

◎新潟県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年1月6日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
三条市 三条土地改良区	上江	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)	令和4年3月25日

◎新潟県告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年1月6日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
三和中部第1	区画整理(経営体育成基盤整備 「担い手育成型」)事業	上越市	令和4年9月5日

◎新潟県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市坊ヶ浦字本宮332番1から	新	7.6～28.5メートル	109.6メートル
同市畑野字諏訪384番1まで	旧	7.4～14.6メートル	109.6メートル

◎新潟県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市坊ヶ浦字本宮332番1から同市畑野字諏訪384番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年1月6日

◎新潟県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年1月6日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 上越都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・48号 黒田脇野田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・5・48号 黒田脇野田線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和5年1月6日
至 令和5年1月20日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）
上越市都市整備部都市整備課計画係
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
上越市の住民及び利害関係人
- 6 意見書の提出期限
令和5年1月20日（金）（必着のこと。）

◎新潟県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 阿賀野都市計画道路（阿賀野市決定）
名称 3・4・1号 下条日の出線
3・4・3号 向野大路線
3・6・8号 百津小里線
3・4・10号 中島線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

予算の公表について（公告）

令和4年12月26日新潟県議会において議決された令和4年度新潟県一般会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,236,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,731,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 2,799,762	千円 1,500	千円 2,801,262	
	第2項 負担金	2,038,629	1,500	2,040,129	
第9款 国庫支出金		208,006,456	5,747,283	213,753,739	
	第1項 国庫負担金	28,568,787	157,332	28,726,119	
	第2項 国庫補助金	176,233,875	5,589,951	181,823,826	
第12款 繰入金		23,314,073	1,402,493	24,716,566	
	第2項 基金繰入金	19,744,134	1,402,493	21,146,627	
第13款 諸収入		231,610,576	5,491	231,616,067	
	第6項 収益事業収入	2,966,690	5,491	2,972,181	
第14款 県債		255,736,000	1,080,000	256,816,000	
	第1項 県債	255,736,000	1,080,000	256,816,000	
歳 入	合 計	1,420,494,371	8,236,767	1,428,731,138	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,295,398 千円	4,787 千円	1,300,185 千円
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	29,106,558	54,721	29,161,279
	第2項 総 務 管 理 費	6,029,520	15,175	6,044,695
	第3項 統 計 調 査 費	11,407,842	17,486	11,425,328
	第4項 徴 税 費	455,774	2,325	458,099
	第5項 徴 市 町 村 振 興 費	7,165,596	14,902	7,180,498
	第6項 選 挙 委 員 会 費	1,066,571	1,635	1,068,206
	第7項 人 事 委 員 会 費	2,582,511	583	2,583,094
	第8項 監 査 委 員 会 費	146,877	1,009	147,886
	第8項 監 査 委 員 会 費	251,867	1,606	253,473
第3款 環 境 費	第1項 環 境 政 策 費	5,993,689	10,655	6,004,344
	第2項 環 境 対 策 費	852,401	1,694	854,095
	第3項 資 源 循 環 推 進 費	857,833	2,455	860,288
	第4項 防 災 費	790,598	1,019	791,617
	第4項 防 災 費	3,492,857	5,487	3,498,344
第4款 福 祉 保 健 費		223,221,093	2,044,350	225,265,443

	福祉保健費	23,261,659	372,747	23,634,406
	第1項 福祉保健費	23,261,659	372,747	23,634,406
	第2項 国保・福祉指導費	44,750,540	1,346	44,751,886
	第3項 地域医療政策費	9,310,345	182,213	9,492,558
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,575,691	1,260	2,576,951
	第5項 高齢福祉保健費	45,546,150	2,073	45,548,223
	第6項 健康対策費	4,621,177	1,650	4,622,827
	第7項 生活衛生費	5,625,149	3,199	5,628,348
	第8項 障害福祉社費	23,499,172	16,135	23,515,307
	第9項 子ども家庭費	22,638,347	3,251	22,641,598
	第10項 感染症対策費	41,392,863	1,460,476	42,853,339
第5款 労働費		2,813,962	5,275	2,819,237
	第1項 労働委員会費	125,625	667	126,292
	第2項 しごと定住促進費	569,497	860	570,357
	第3項 雇用能力開発費	2,118,840	3,748	2,122,588
第6款 産業費		233,436,238	2,299,458	235,735,696
	第1項 産業政策費	7,283,462	2,640	7,286,102
	第2項 地域産業振興費	203,012,540	531,626	203,544,166
	第3項 創業・イノベーション推進費	2,007,356	6,307	2,013,663
	第4項 産業立地費	13,452,582	1,253,070	14,705,652
	第5項 観光費	2,531,572	499,661	3,031,233
	第6項 国際観光費	509,908	782	510,690

第7項 文 化 一 ツ	2,684,370	4,378	2,688,748
第8項 ス ポ ー ツ 費	1,954,448	994	1,955,442
第7款 農 林 水 産 業 費	65,334,794	359,027	65,693,821
第1項 農 業 総 務 費	3,354,217	18,624	3,372,841
第2項 地 域 農 政 推 進 費	6,772,912	1,342	6,774,254
第3項 農 産 園 芸 費	3,310,096	2,530	3,312,626
第4項 經 営 普 及 費	3,446,753	18,512	3,465,265
第5項 食 品 ・ 流 通 費	1,794,660	1,506	1,796,166
第6項 畜 産 業 費	1,111,267	4,671	1,115,938
第7項 水 産 業 費	2,795,428	6,806	2,802,234
第8項 林 業 費	11,522,594	15,464	11,538,058
第9項 農 地 管 理 費	5,566,974	264,345	5,831,319
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	24,189,197	23,793	24,212,990
第11項 農 地 計 画 費	1,470,696	1,434	1,472,130
第8款 土 木 費	140,182,780	2,192,302	142,375,082
第1項 土 木 管 理 費	11,248,998	71,347	11,320,345
第3項 河 川 海 岸 費	25,479,359	1,694,244	27,173,603
第4項 砂 防 費	13,235,638	329,888	13,565,526
第6項 建 築 費	14,863,176	5,888	14,869,064
第7項 交 通 策 費	2,842,005	50,935	2,892,940
第9項 港 灣 費	7,118,714	40,000	7,158,714

第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	51,039,293 47,220,171	287,723 287,723	51,327,016 47,507,894
第10款 教 育 費	第1項 教 育 總 務 費 第2項 小 中 学 校 費 第3項 高 等 学 校 費 第4項 特 別 支 援 学 校 費 第8項 私 学 教 育 振 興 費	164,514,313 7,965,102 81,526,539 43,725,205 17,596,818 11,126,206	976,630 20,765 626,780 221,304 106,929 852	165,490,943 7,985,867 82,153,319 43,946,509 17,703,747 11,127,058
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	25,757,510 5,325,698	1,839 1,839	25,759,349 5,327,537
歳 出	合 計	1,420,494,371	8,236,767	1,428,731,138

第2表 継続費補正 1 変更									
款	項	事業名	補正前		補正額	補正後			
			年度	年割額		年度	年割額		
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	一般国道117号道路 改築工事 (灰雨トンネル)	2	千円 0	4,500,000	2	千円 0		
			3	820,728		3	820,728		
			4	1,679,272		4	2,800,000		
			5	1,400,000		5	1,600,000		
			6	500,000		6	400,000		
			7	100,000		7	79,272		
						5,700,000			

第3表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	額
第6款 産業費	第2項 地域産業振興費	「消費喚起・需要拡大プロジェクト」費	529,814	千円
	第4項 産業立地費	未来創造産業立地促進補助金	1,000,000	
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	IT企業立地イニシヤルプロジェクト業費	252,296	
		河川災害復旧助成費	1,181,400	
	第4項 砂防費	河川災害復旧関連緊急事業費	509,000	
		通常砂防費	30,432	
砂防総合流域防災対策整備費			218,096	
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金			81,360	
合	計		3,802,398	

第4表 債務負担行為補正 1 追加					
事項	項目	期間	限度	額	説明
	税総合オンラインシステム帳票印刷関連業務委託契約	令和5年度から 令和10年度まで		243,711千円	
	税総合オンラインシステム用サーバ機器等賃貸借契約	令和5年度から 令和10年度まで		446,050千円	
	税総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約	令和5年度から 令和10年度まで		118,960千円	
	離職者等再就職訓練委託契約	令和5年度から 令和6年度まで		316,800千円	
	新潟県民会館管理協定	令和5年度から 令和9年度まで		1,174,912千円	
	県立長岡屋内総合プール管理協定	令和5年度から 令和9年度まで		1,228,500千円	
	県営漁港維持補修工事請負契約	令和5年度		2,000千円	
	県営漁港整備工事請負契約	令和5年度		25,000千円	
	県営漁港調査委託契約	令和5年度		10,000千円	
	林道開設事業工事請負契約	令和5年度		140,000千円	
	土砂災害緊急治山事業工事請負契約	令和5年度		20,000千円	

土砂災害緊急治山工事調査委託契約	令和5年度	10,000千円	
県道佐渡一周線道路改築工事請負契約	令和5年度	100,000千円	
一般国道350号緊急地方道路整備(軟弱地盤対策)工事請負契約	令和5年度	170,000千円	
一般国道350号緊急地方道路整備(道路改良)工事請負契約	令和5年度	100,000千円	
県道多田皆川金井線緊急地方道路整備工事請負契約	令和5年度	80,000千円	
県道直江津停車場線御館こ線橋歩道橋補修工事委託契約(相手方 えちごトキめき鉄道株式会社)	令和5年度から 令和6年度まで	200,000千円	
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和5年度から 令和8年度まで	80,000千円	
窪田海岸海岸環境整備工事請負契約	令和5年度	40,000千円	
飯門田新田線橋梁下部工事請負契約	令和5年度から 令和7年度まで	750,000千円	
奥只見レクリエーション都市公園管理協定	令和5年度から 令和9年度まで	621,700千円	
新潟スタジアムネーミングライツ業務委託契約	令和5年度から 令和7年度まで	28,380千円	
地すべり対策観測委託契約	令和5年度	43,500千円	
道路施設点検委託契約	令和5年度	630,000千円	
道路カメラ設置工事請負契約	令和5年度	130,000千円	

緊急地方道路整備工事請負契約	令和5年度	1,064,000千円	
総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和5年度	477,600千円	
地すべり対策工事調査委託契約	令和5年度	28,000千円	
公園整備工事請負契約	令和5年度	480,000千円	
土木施設等環境整備対策工事請負契約	令和5年度	71,000千円	
道路維持調査委託契約	令和5年度	37,000千円	
道路維持管理工事請負契約	令和5年度	275,400千円	
道路維持管理委託契約	令和5年度	441,500千円	
奥只見シルバライオン維持管理委託契約	令和5年度	35,000千円	
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	令和5年度	7,000千円	
舗装道維持修繕工事請負契約	令和5年度	141,000千円	
道路改築整備工事請負契約	令和5年度	288,000千円	
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和5年度	400,000千円	
道路安全施設工事請負契約	令和5年度	475,000千円	

道路改善工事請負契約	令和5年度	118,000千円	
道路防災対策工事請負契約	令和5年度	20,000千円	
舗装道補修工事請負契約	令和5年度	736,000千円	
防災・防雪施設補修工事請負契約	令和5年度	10,000千円	
道路除雪付帯工事請負契約	令和5年度	450,000千円	
道路融雪施設補修工事請負契約	令和5年度	105,000千円	
道路融雪施設管理工事請負契約	令和5年度	48,000千円	
橋りょう補修工事請負契約	令和5年度	10,000千円	
河川調査委託契約	令和5年度	80,000千円	
防災情報施設保守点検業務委託契約	令和5年度	54,000千円	
河川維持工事請負契約	令和5年度	234,000千円	
河川維持流量観測委託契約	令和5年度	3,000千円	
河川海岸巡視委託契約	令和5年度	82,000千円	
河川施設補修工事請負契約	令和5年度	100,000千円	

河川管理施設操作委託契約	令和5年度	18,000千円	
河川水質調査委託契約	令和5年度	11,000千円	
河川整備工事請負契約	令和5年度	60,000千円	
海岸維持工事請負契約	令和5年度	6,000千円	
海岸施設補修工事請負契約	令和5年度	70,000千円	
ダム堆砂測量委託契約	令和5年度	5,500千円	
ダム流木処理業務委託契約	令和5年度	4,000千円	
ダム堆積土浚渫工事請負契約	令和5年度	7,000千円	
ダム堆積土浚渫委託契約	令和5年度	6,500千円	
災害関連緊急調査委託契約	令和5年度	12,000千円	
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	令和5年度	105,000千円	
地すべり防止工事調査委託契約	令和5年度	8,000千円	
公園維持補修工事請負契約	令和5年度	15,000千円	
港湾改修費工事請負契約	令和5年度	230,000千円	

港湾施設改修工事請負契約	令和5年度	240,000千円	
港湾環境整備工事請負契約	令和5年度	120,000千円	
港湾整備工事請負契約	令和5年度	17,000千円	
港湾維持修繕工事請負契約	令和5年度	169,500千円	
港湾等調査委託契約	令和5年度	16,000千円	
港湾維持管理委託契約	令和5年度	9,000千円	
当直用寝具貸借契約	令和5年度	19,709千円	
警察官用被服製造請負契約	令和5年度	42,381千円	
施設補修工事請負契約	令和5年度	3,000千円	
安全運転管理者講習委託契約	令和5年度	45,995千円	
G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議警備関連工事請負及び貸借契約	令和5年度	20,167千円	
交通安全施設整備工事請負契約	令和5年度	200,000千円	

2 変更		事項	補正		補正		補正		後	説明			
			期	間	限	度	額	間			限	度	額
		新潟港(東港区)港湾施設改良統合補助費工事請負契約	令和5年度			40,000千円			令和5年度		60,000千円		
		小千谷警察署空調設備改修工事請負契約	令和5年度			50,160千円			令和5年度		63,138千円		

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	補	正	後	
河川事業費	10,273,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	償還の方法	11,188,000	利率	償還の方法	利率	償還の方法
	5,778,000						5,942,000	5,241,000	256,816,000		
行政改革推進債	5,240,000										
合計	255,736,000										

令和4年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	7,050,451	6,732	7,057,183
第1項 営業費用	6,544,360	6,645	6,551,005
第3項 事業外費用	308,979	87	309,066

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 1,023,970	千円 1,030,702

令和4年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	1,982,478	2,122	1,984,600
第1項 営業費用	1,946,179	2,122	1,948,301

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額854,805千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	856,667	50	856,717
第1項 建設改良費	726,772	50	726,822

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				建設改良 積立金	過損留 過剰保 年勤資 度定金	消費本 費的整 税収支 額
第1項 建設改良費	千円 726,822	千円 1,912	千円 724,910	千円 346,700	千円 313,265	千円 64,945
第2項 企業債償還金	129,884		129,884		129,884	
第3項 投資	11		11		11	
計	856,717	1,912	854,805	346,700	443,160	64,945

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 371,697	千円 373,869

令和4年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,145,144	332	1,145,476
第1項 営業費用	1,138,063	332	1,138,395

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職 具 給 与 費	49,287	49,619

令和4年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,144,397	238,157	76,382,554
第1項 医療費用	74,396,124	236,517	74,632,641
第2項 医療外費用	1,748,073	1,640	1,749,713

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,703,815千円は、過年度分損益勘定留保資金1,703,815千円で補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	10,666,135	395	10,666,530
第1項 建設改良費	5,623,299	395	5,623,694

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
準夜勤看護補助者派遣契約	令和5年度		千円 195,735

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更	金 額
職員給与費	千円 37,109,374		千円 37,347,926

令和4年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
魚沼基幹病院総合医療情報システム 接統業務委託契約	令和5年度		千円 11,523

令和4年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	11,653,550	625	11,654,175
第1項 営業費用	10,704,184	625	10,704,809

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,195,213千円は、当年度分損益勘定留保資金1,412,571千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157千円及び当年度利益剰余金処分額782,485千円で補てんする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	7,755,245	2,420	7,757,665
第1項 建設改良費	5,295,452	2,420	5,297,872

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与と費	千円 298,151	千円 301,196

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,177,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,433,909,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額 (第131号議案による 補正額を含む)	補正額	計
第9款 国庫支出金		千円 213,753,739	千円 5,174,080	千円 218,927,819
	第2項 国庫補助金	181,823,826	5,174,080	186,997,906
第13款 諸収入		231,616,067	3,840	231,619,907
	第6項 収益事業収入	2,972,181	3,840	2,976,021
歳 入	合 計	1,428,731,138	5,177,920	1,433,909,058

2 歳 出		補 正 前 の 額 (第131号議案による 補正額を含む)	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第2款 総務費	第2項 総務管理費	29,161,279	4,000	29,165,279
第4款 福祉保健費	第6項 健康対策費	225,265,443	1,710,762	226,976,205
	第8項 障害福祉費	4,622,827	1,636,542	6,259,369
	第9項 子ども家庭費	23,515,307	69,720	23,585,027
		22,641,598	4,500	22,646,098
第6款 産業費	第5項 観光費	235,735,696	3,307,403	239,043,099
		3,031,233	3,307,403	6,338,636
第10款 教育費	第1項 教育総務費	165,490,943	127,890	165,618,833
	第7項 保健体育費	7,985,867	14,250	8,000,117
	第8項 私学教育振興費	419,602	94,920	514,522
		11,127,058	18,720	11,145,778
第11款 災害復旧費	第3項 社会福祉施設災害復旧費	25,759,349	27,865	25,787,214
		419,442	27,865	447,307
歳 出 合 計	計	1,428,731,138	5,177,920	1,433,909,058

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新村上ショッピングプラザ
所在地 村上市仲間町197番 外
設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）合資会社ほんぼ 代表取締役 本保 研 他3者
（変更後）有限会社北精園 中村 達男 他1者
- 3 変更年月日
令和4年9月17日 他
- 4 変更の理由
(1) 小売業者に変更が生じたため
(2) 小売業者の代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和4年12月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和5年1月6日から令和5年5月6日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、夜間看護補助者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年1月6日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
夜間看護補助者派遣業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期限
令和6年3月31日
 - (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に営業所が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札希望者は、令和5年1月13日（金）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和5年1月13日（金）に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和5年1月20日（金）午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。